

流通証券法の展開と流通性

野口 明宏

はじめに

アメリカ流通証券法の展開の特質として、イギリス法の継受を基本にその理論を発展させたことを指摘できる。アメリカ流通証券法理論の展開にイギリスのコモン・ローの与えた影響は多大である。アメリカの国内事情を反映して独自の展開を示した流通証券法理も、基本的方向づけはやはり母国イギリスの判例理論によってなされ、それを逸脱することはなかった。つまり、アメリカ流通証券法は、独立達成前に各植民地がイギリスの1704年約束手形法をさまざまな法形態で採択したけれども、それだけで順調な発展は保障されなかった。アメリカの流通性法理の展開は、母国と同じ過程を辿ったのではなく、固有の国内事情が反映された。にもかかわらず、基礎理論にアメリカの独自性を指摘するのは困難である。それゆえ、流通性法理の正確な理解には、イギリスにおける法理論の展開を考察することが不可欠であろう。本稿では、流通証券法理の基本となる流通性を中心に、アメリカにおける証券利用の実情の下で、それがいかに展開したのかを南北戦争前から各州が1896年の統一流通証券法を採択した20世紀初めまでの範囲で改めて考察する。その場合、通貨不足などの国内事情、流通性の役割をめぐる議論、流通性を保護する理論であった一般商事法に対し裁判所の示した解釈などに言及する。為替手形と約束手形のアメリカにおける活用には、固有の事情を反映した特性があり、流通性法理の展開もそうした事情と無関係ではなかった。証券使用の具体例は、カリフォルニアの事情を中心に概観し、また一般商事法理論の適用事例としては、アラバマの状況を論述してみよう。これらの州は、各地域の特性を発揮しており、法の発展が比較的順調であったので、それぞれの流通証券法も論述に値すると考えるからである。

1 証券使用の実態

為替手形や約束手形など流通証券は、実際の商取引でどのように活用されたのか。ここ

では、西部辺境諸州の中で、カリフォルニアを中心とした使用の実態と、証券の支払請求訴訟に対する裁判所の態度を概観しておこう。カリフォルニアは19世紀の初期、メキシコの支配下に入り、メキシコ戦争に勝利したアメリカが1848年にその全域の割譲を受ける。同年に金鉱が発見され、翌49年からのゴールドラッシュにより、他州からの大陸横断移住者が急激に増加する¹⁾。カリフォルニアは1850年に31番目の州として合衆国に加盟した。金鉱の発見に伴う物価騰貴や急速な鉄道建設は商業の繁栄をもたらし、西漸運動を加速させた。ところが、鉄道や鉱物資源への過大投資が景気の後退を招き、1857年の金融恐慌で西漸運動は一時停止を余儀なくされる。金融恐慌は、1851年から毎年繰り返されるようになり、銀行組織の欠如と、証券市場の要因が加わり、1857年の恐慌は大変厳しいものとなる。金融の逼迫が厳しさを増したのは1853年からであり、財務省による公債の買入だけで救済は不可能となり、1854年には一部の銀行が正貨の支払停止に追い込まれる。1855年の金融恐慌の際、カリフォルニアでは一部銀行の行った放漫な融資が経済を破綻させ、銀行と紙幣への一般的不信が蔓延する。カリフォルニアの銀行実務は、州議会が1860年代に銀行業法を改正し、銀行業者が手続を改善するまで、不統一かつ不完全であった²⁾。酒場の主人、運送業者、個人商人が銀行業を兼業し、店舗の片隅で預金の受入や貸出を行うなど不完全ながら銀行業の機能を果していた。1855年の金融恐慌に際し、カリフォルニア州議会は既に東部諸州で実験済みの、恐慌被害の根絶を目的とした法律を制定し、銀行の特権行使、つまり貨幣として流通を目的とする紙幣の作成を禁止した³⁾。

紙幣は恐慌勃発のたびに価値が下落したのに対し、流通証券の方は商取引に不可欠の手段であった。慢性的正貨の不足と混乱する通貨の下で、流通証券の表示する信用は経済生活に極めて重要であったから、商人の流通証券に対する需要は一層大きいものとなる。カリフォルニアの商人は1870年頃まで、為替手形、約束手形、また物々交換の取引に従事し、それら取引を行う場所で信用を獲得していた。カリフォルニアを目ざし大陸を横断した移住者間でも、道中で信用貸し、銀行券の受け入れ、さらに流通証券の取引が行われていた⁴⁾。物々交換の取引は、貨幣、為替手形、または約束手形の入手が困難な場合に、それらを商品で代用したものである。貨幣の不足はカリフォルニアでも慢性的で、たとえば、1860年代に硬貨や紙幣は稀にしか見られず、ドル紙幣による取引を希望しながら結局ジャガ芋で支払をしたり、1880年代になっても、少額の請求書に穀物または野菜による支払を考慮せざるをえない状況にあった⁵⁾。為替手形と約束手形に関する一般的法律は、1850年の最初の州議会が成立させる。これが1850年の法律であり、すべての書面の約束は明示され

たように支払われるべきであり、商人の慣習により内国為替手形と同じ方法で流通しうると定めた。⁶⁾この法律はまた、州際通商や外国取引について発行された流通証券の損害賠償額の基準を体系化したものとして重要であった。だが、1850年の法律の重要性は、州際通商や外国取引に従事する商人に取引上の法的確実性を与えたことにある。こうした法律がありながら、多くの商人は物々交換の取引を行っていた。商業界は、ゴールドラッシュを契機とする急速な商業の発達により、迅速な訴訟を要求するようになる。商業界の要求は、商取引の合法化や信用取引の体系化を旨としたものである。このように、裁判所は商業実務や取引の安全を保護する役割を期待されることになった。

1850年から90年までの間、カリフォルニア最高裁で争われた事件の取引形態、価額、そして結論からすれば、この40年間は法の混乱期であったことは明らかである。⁷⁾この時期、変動する辺境経済の中で、州議会と州最高裁は、取引に確実性と安全を付与する法的手段の獲得に努める。前述の1850年の法律もこうした努力の結果であった。しかし1850年の法律は、すべての流通証券取引に対応しうる規定を備えたものでなく、それゆえこの時期は、裁判官にとって試練の期間といいえた。こうした困難にカリフォルニアの裁判官は、いわゆる道具主義の手法で対処した。道具主義とは、法にプラグマティズムの哲学を生かそうと試みたもので、法の達成しようとする目的に関心を払い、目的論的解釈を行うのを特色とする。つまり、法理論や法のルールを目的達成のための道具とみなし、それらをいかに効果的に機能させるかを探求する。法への取組み方が道具主義となった理由は、不完全な制定法のみが存在し、基本的に判例法主義を採ったとしても、法源としてイギリスのコモン・ローだけでは十分な対応が困難であったためであろう。そうすると、とくに商事事件において、裁判官はある程度商業実務や商人の要求を斟酌した判決を探求せざるをえなかったといえよう。道具主義者は、経済の新たな発展に柔軟に対応しようとして、法秩序に新しく生じた社会的要請を取り込もうとする。そして、商取引にとって重要な証券の流通性と信用という基本的前提が、結果的に価額引下げの効果をもたらすという見解を支持したのである。

取引の安全と支払の確実性は、契約法のみならず、為替手形、約束手形法の重要な目的でもある。手形訴訟の判決において、しばしば商業実務の支持のあることが理由にあげられた。為替手形や約束手形に関するルールが、その理由を商業実務によって補強することも稀ではなかった。裏書された流通証券の所持人に関するルールは、取引の安全と便宜に依存することが強調され、⁸⁾裏書人の責任も同じく、商人の一般的理解に対応したものと指

摘された。⁹⁾さらに、流通証券の喪失、破棄に関するルールも、取引の保護と安全のために確立されたものと判示されている。¹⁰⁾こうした商業実務の考え方は、法理論上も認められたが、商業実務が明確な制定法のルールに取って代わることはできなかつた。¹¹⁾これら判決は、道具主義者の法に対する解釈態度の顕著な事例といえよう。為替手形や約束手形の事件では、商業実務の探求が一つの焦点となったものの、法のルールと商業実務との調和も裁判の重要な目的であった。さらに、判決を方向づけた別の法源として、イギリスのコモン・ローをあげることができる。若干の事件では、イギリスのルールがカリフォルニアの判決を決定した。イギリスのコモン・ローは、1850年の州議会でカリフォルニアの判決のルールとして採択される。¹²⁾ただ商事事件では、イギリスのコモン・ローを根拠とした場合でも、商人の必要から逸脱することは稀であり、公の政策もとくに商人の要求に反対を唱えなかつた。それゆえ、イギリスのコモン・ローを理由とする判決に公の政策は概して好意的であった。イギリスのルールが採択された事件で、為替手形または約束手形に記載された支払場所に関するものがある。ストーリー裁判官とケント大法官の見解がアメリカの判例に十分な論拠はなく、イギリスのルールを正当とすることで一致していたのを理由に、イギリスのルールが採択された。¹³⁾この事件ではさらに、法の保護しようとする目的が掲げられ、本州は商業界から非常にかげ離れ、為替比率も商人や市民に大変不利であるから、州民の利益保護のため考えられたルールを採択するのは当然であろうとした。ここにも道具主義の方法論が現れている。

さらに裁判所は、取引の安全と確実性を保護する前提として、証券を規制するルールの安定性を要求する。州際通商の規制は、それらの州で取引の法として確立した、安全で確実な一般的ルールをもってなされるべきものとした。新しいルールは、混乱と不確実を生み、複雑な訴訟や公共心への疑念という好ましくない結果に至るので、以前に確立し、他の国の一貫した判決の過程で維持された商法の原理を斥けるべきでないというのである。すなわち、その法が一般に受容され、くり返し判決されてきたことを知る者は、その法によって自らを規制する。しかし、古いルールに不満がある場合、裁判所が常に新しいルールを設定するのであれば、商取引の基準は破壊され、商取引の規制は裁判官の意見を推測して行われることになる。¹⁴⁾ルールの安定性と確実性は、制度の革新がもたらす利益よりも重要であり、革新は革新を生むので、新しく確立されるルールの結果が常に好ましいとは限らないとした。¹⁵⁾このように、州議会と同じく州最高裁も、手形取引に安全と確実性を与えようとする姿勢を示した。

商人は売買の段階で、手形の作成と手形金および利子の徴収に関わった。金融を目的に振り出された約束手形について、貸主が手形金請求の訴えを起こしても、1850年から1873年までの間に、原告の勝訴率は50%を若干超える程度であり、手形取引の安全と確実性に配慮する前述の最高裁や州議会の姿勢からすれば、約束手形が商人の利益確保のため有効に活用されていたのかに疑問が生ずる。だが、事実はむしろその逆であったといわれる。¹⁶⁾ いわゆる誤審も多数あったようであり、少なくとも1880年代の半ばまで、商人は商業上の紛争について訴訟に頼らない解決方法を模索したからである。それゆえ、原告勝訴率がそれほど高くなくても、そのことが直ちに経済に重大な影響を与えたとはいえない。約束手形は支払の道具として振り出されるのが普通である。約束手形は基本的に金銭債務証券であるにもかかわらず、商業界の現実がその価値を半減させた。債務者が債務超過によって破産すると、手形債権者は取立を断念せざるをえなくなるからである。取立不能の事実が起こりうることに法律制度の限界があった。約束手形は、自力での融資を可能ならしめ、有益な流通の手段であったものの、根底にある取立の不確実性が道具の効果を制限したのである。

ここで、カリフォルニアに近接するロッキー山脈地域の諸州における流通証券法に付言しておこう。この地域の本格的発展は19世紀後半以降であり、流通証券法も当然未発達であった。州や準州の議会は、商業証券の定義、訴訟手続に関する簡単な法典を制定し、¹⁷⁾ それらは、商取引の過程で振出人、所持人などになりうる商人に一つの指針を提供する。これら法典の断片的規定のみで証券をめぐる法律関係すべてに対処するのは困難であったから、諸議会の証券理論への貢献は不十分なものとどまる。商人が自己の権利を確保するには、結局裁判所に依存せざるをえなかった。こうした事情から、商法の概説書、実務書は統一法制定の必要性を説き、その中でアメリカ法律家協会が1896年に統一流通証券法を提案する。ロッキー山脈地域の州、準州の議会は1897年から1907年の間に、すべてこの統一法を採択した。統一法により商人は、取引行為の法的基礎を与えられたことになる。最初に同法を採択したコロラドは、1897年の上訴裁判所の事件表で約束手形訴訟が20%を若干超え、最高裁の事件でも10%を超える状態で、同じ地域の他州・準州の中でピークに達していた。¹⁸⁾ こうして1897年、増大する約束手訴訟に対処するため、コロラド州議会は統一法を採択する。周辺地域より企業の成長が目ざましい状況にあったコロラドは、ロッキー山脈地域で最初に統一流通証券法を採択するのにふさわしかった。

- 注1) ゴールドラッシュ以前の大陸横断移住者は、1840年代のすべてを合計しても推定で15,000人足らずであった。ところが、ゴールドラッシュの始まった1849年に、その数は1年間で25,000人に急増し、翌50年には50,000人に倍増する（岡田泰男・フロンティアと開拓者（平成6）161頁参照）。
- 2) See G. BAKKEN, THE DEVELOPMENT OF LAW IN FRONTIER CALIFORNIA 85 (1985).
 - 3) Cal. Laws, ch. 150, p.128 (1855).
 - 4) See J. REID, LAW FOR THE ELEPHANT: PROPERTY AND SOCIAL BEHAVIOR ON THE OVERLAND TRAIL 124 (1980).
 - 5) これらの事実はいずれも、個人宛に出された当時の書簡に記されたところから明らかになる。See G. BAKKEN, *supra* note 2, at 145 n. 6-9.
 - 6) Cal. Laws (1850), in Comp. Laws, p.146 (1853).
 - 7) See generally L. FRIEDMAN, A HISTORY OF AMERICAN LAW 363-70 (2d ed. 1985).
 - 8) Palmer v. Goodwin, 5 Cal. 458, 459 (1855).
 - 9) Beebe v. Brooks, 12 Cal. 308, 310 (1859).
 - 10) Price v. Dunlap, 5 Cal. 483, 484 (1855).
 - 11) See, e. g., Langenberger v. Kroeger, 48 Cal. 147 (1874).
 - 12) Cal. Laws, ch. 95 (1850). See L. FRIEDMAN, *supra* note 7, at 365.
 - 13) Wild v. Van Valkenburgh, 7 Cal. 166, 168 (1857).
 - 14) Aud v. Magruder, 10 Cal. 282, 291 (1858).
 - 15) *Id.* at 291-92.
 - 16) See G. BAKKEN, *supra* note 2, at 88.
 - 17) Compiled Laws Ariz., ch. 70, pp.545-57 (1871). 1861 Col. Sess. Laws, p.49. 1863-64 Idaho Sess. Laws, pp.570-73. 1864-65 Mont. Sess. Laws, pp.343-44. 1861 Nev. Sess. Laws, ch. 5, pp.4-6. 1852 N.M. Sess. Laws, pp.282-83. 1882 Utah Sess. Laws, ch. 41, pp.50-66. 1888 Wyo. Sess. Laws, ch. 70, pp.145-59. これら制定法の中で、ユタとワイオミングは流通証券について比較的詳細な定めを置いていた。
 - 18) ピークに達したといっても、コロラド以外の統一流通証券法が採択された時期の約束手形訴訟は、アイダホ、モンタナ、ユタ、ワイオミングでそれぞれ10%を若干超える程度であった。ロッキー山脈地域の諸州こそ、アメリカ法律家協会の提案した1897年統一流通証券法の活躍の場であったといえよう。

2 善意取得観念の発展

アメリカ流通証券法の基礎または主要な法源がイギリスのコモン・ローにあることは、学説の一致して認めるところである。善意取得の観念は、イギリス法において流通性を構成する一理論として発展する。流通性とは、(1)証券譲渡の方法、(2)譲受人が譲渡人より良

い証券上の権利を取得する可能性、(3)所持人が証券について自分自身の名前で訴訟を維持する能力の側面に認めうる性質である。これら流通性の主要な特質は、必ずしも流通証券に固有のものでないという指摘がしばしばなされる。とくに(2)の性質について、これまで流通証券取得者の保護は、恰も流通証券のため特別のルールを必要とするかのごとく解されたこともなかったわけではない。だがこの問題の解決は、証券を含むいかなる形態の財産にも適用しうる善意取得の一般原則によってなされてきた¹⁾。つまり、証券の取得者を不利な主張から保護するための善意取得者、その現代法における同義語である正当な所持人は、流通証券のために構成された特別のルールが認めた観念ではない。

正当な所持人とは、証券所持人に不利な反対の主張を制限する理論である。それが認められるのは、証券所持人はこうした理論の保護がなければ、証券の支払期日まで証券について生じたさまざまな主張を排除するため幾多の困難に直面し、それが証券の流通を阻害するので、そうした結果を回避しようとする趣旨である。所持人に対する主張は、契約の解除、証券の盗取、証券に関するリーエンの取得、錯誤、詐欺に誘発された証券譲渡などを理由とする抗弁の形態でなされる。流通証券の取得者が証券に関する取引の過程で生じた主張に支配されるのであれば、取得者の地位は極めて不安定になる。こうした不安定さが、証券の譲渡を行う者にかなり影響を与えることは明白である。一般に隠れた人的抗弁に支配されることは、流通証券のみならず、あらゆる財産の取得者にとって重大な問題である。この問題は前述のように、流通証券に特有の理論でなく、いかなる財産にも適用可能な善意取得の一般原則をもって解決された。それは、いかなる衡平法上の請求も、その財産が善意取得者の手の中に入れば制限されるという原則である²⁾。このように、善意取得者、すなわち正当な所持人の観念は、証券の所持人を契約の解除、リーエンの取得など多数の知りえない請求に支配される不安から解放しようとする理論として発展する。

為替手形と約束手形は、流通性を構成する前述の(1)から(3)の特質を17,8世紀中に獲得した。証券が流通しうるとは、初期の意味だけでなく、その後の法の発展から獲得された意味をも包含する。すなわち、流通しうるとは初期において、譲渡しうることを指したものが、後に譲渡の効果を示す意味に用いられるようになる。譲渡の効果は、譲受人が人的抗弁を免れ、自分自身の名前で訴えを提起できることであつた³⁾。善意取得の効果は、証券の譲受人が人的抗弁を免れて、譲渡人より良い証券上の権利を取得する可能性にある。善意取得は本来、顕著な人的抗弁を知らない有償の取得者が、その抗弁を免れて財産を取得するという財産法の一般原則として認められた理論である。この理論は、貨幣により支払う

べき流通証券に適用された。つまり、善意取得理論の流通証券への適用は、同証券が契約の書証であるだけでなく一種の財産であること、さらに実際上の必要から肯定される。

ここで、善意取得理論の構成要素である善意について考察しておこう。善意とは本来道徳上の観念であり、それを商取引に導入したものである。すなわち、他人との交渉において、正当かつ真実であり、その目的に害意の疑いがなく、隠し立てをせず、率直で誠実なことが本来の意味である。商取引界はこうした善意を単に有益性の観点から考慮したのみならず、むしろ絶対に不可欠なものと考えた。この道徳的に優れた観念は、間違いなく保護に値するとしても、それは法の適用上どの程度の保護を構成すべきかが問題となる。より具体的にいえば、善意がどの程度法的請求または抗弁の基礎を構成するのかの検討を必要とする。法における善意は、他人との交渉において、通常理解力をもって、極端ではない合理的な注意義務を要求した。つまり、財産の取得者に通常それが信用されるような物事の状態を信頼して行動するよう求めた。⁴⁾ 流通証券の場合、法は善意による取得に完全な保護を与える。それは、為替手形、約束手形がいかに作成され、また譲受人がどのような派生的権利を取得するのかを問題としない。譲受人が善意の取得者であれば、その権利は完全である。要するに手形の譲受人は、善意に基づいて完全な法的保護を受けることになる。

長期間かけて法が獲得したものは、商取引への寛大な姿勢であり、商業証券とも称される流通証券の流通性について、法はその有用性を尊重し、保護の態度を示すようになる。証券に流通性が付与されれば、支払は金銭を持ち運ぶことなく可能となる。しかも、流通性は隔地者間の支払、貸借を容易、安全、かつ確実に実現させ、商取引に極めて有益である。そして、コモン・ローは取引の安全という理由を掲げ、証券の流通性を認める態度をとるに至る。善意取得の理論は後述のように展開するが、その前に善意の成立要件を明らかにしておこう。法の基本的姿勢は証券の流通に好意的であったものの、法的善意が成立するには、要件のすべてを満たすよう求めた。法は善意を構成するいくつかの要件を発展させ、証券所持人が三つに集約された要件を善意取得の権利を得る前に満足すべきことを要求した。最初の要件は、証券の取得が通常取引の過程でなされるべきことである。通常警戒心によって疑念を抱かせるような異例の状況で取得すると、所持人は善意者に与えられる保護を失った。つぎに、証券が通常取引において価値ある対価として交付されることを要求した。そして、要件の第三は、所持人が流通証券の最初の振出における権利侵害行為を何ら知らないことであった。⁵⁾ 所持人がこれら要件を満たすことを立証でき

ば、法は証券を流通しうるとものし、その善意取得を認めた。こうした法の商業証券に対する好意的態度は、証券の通貨としての流通性を考慮したもので、証券に通貨機能を果たすよう期待したからに他ならない。⁶⁾

善意取得理論の適用は、イギリス初期の判例が認めていたもので、⁷⁾後にこの理論の一部に依存したリーディングケースがマンズフィールド卿によって出される。⁸⁾ミラー事件は、盗取された持参人払銀行券の善意取得者が以前の所持人の請求から保護されるのを認めたものである。このルールは、後に盗取された為替手形にも適用される。⁹⁾これら二つのリーディングケースが示したルールは、善意取得の要件として、有償による取得であることを前提とし、以前の当事者間の抗弁を善意取得者に対抗するのを制限したものである。¹⁰⁾しかしこれらの事件は、そのルールの範囲内における善意および悪意の概念が何かという困難な問題を惹起した。この問題をめぐりコモン・ローは対立し、こうした争いはアメリカの場合、1896年の統一流通証券法制定をもって一応の解決がはかられるまで続く。初期の事件で、流通証券を見知らぬ者から取得した事実は、その者を悪意の取得者にしないと判示した。¹¹⁾ローソン事件の理論は、証券を善意で取得すれば、人的抗弁を免れ、悪意の場合は取得者の優先的地位を奪うという、いわば善意のルールとでもいうべきものである。裁判所は、善意取得の成立を認めないルールでは、国中の全証券の流通を直ちに停滞させる懸念があるという理由をあげて、善意のルールを支持した。ところが23年後の1824年、ローソン事件と同じ事実関係の下で、裁判所は同事件の結論を覆し、為替手形を見知らぬ者から取得した者により訴えを提起された被告引受人に有利な判決を下す。¹²⁾ジル事件の首席裁判官らは、出来るだけ早くローソン事件の疑わしさを理解することが望ましく、同事件の理論には賛成しえないとした。ローソン事件の善意のルールは、悪意による取得でない限り、取得者を保護しようとするものである。これに対してジル事件は、そのような取得者であっても、疑わしき状況があればその者に対する人的抗弁を認め、いわば疑わしき状況のルールを唱えたものである。

しかし、疑わしき状況のルールが言い渡されてから10年後、それに対する反動が始まる。具体的には、ローソン事件の理論に回帰しようとする動きであった。それは、疑わしき状況でまたは相当の注意を欠いて証券を取得しても、取得者が被告の抗弁を知らないことにつき重大な過失がなければ、人的抗弁を免れて証券を取得するとした判決に表れる。¹³⁾さらに、取得者の重大な過失は債務者側が立証しなければならないとした。このように、イギリスの裁判所は疑わしき状況のルールに代えて、いわゆる重大な過失のルールを採択する。

だが、重大な過失のルールが示されてからわずか2年後の1836年、裁判所はそのルールを斥け、初期のローソン事件の理論である善意のルールに復帰する。すなわち、証券の取得者がそれを善意で取得すれば、人的抗弁を免れて取得しうるとした。¹⁴⁾そして、重大な過失は悪意の証拠になりうるが、それらは同じ意味でないと指摘した。

これまで概観したイギリスにおける三つの判例理論、すなわち、最初期の善意のルール、重大な過失のルール、そして疑わしき状況のルールは、何れもアメリカ法に継受される。その結果、ある法域で善意のルールが採択され、他の法域で疑わしき状況のルールが適用されるような法の混乱を招来した。判例理論の不一致は、1836年にイギリスで善意のルールに復帰する判決が出されても終息には至らなかった。判例理論のこうした対立は、19世紀末から各州が1896年統一流通証券法を採択する20世紀初めまで続く。そこで統一法は、善意取得をめぐる法の混乱に終止符を打つため、若干の定義規定を設けた。具体的には、正当な所持人となるには善意による取得を要求した52条(3)号や、悪意の逆を定めた52条(4)号に対応して悪意を定義づけた56条などである。これらの規定からも、統一法は結局疑わしき状況のルールを廃止し、イギリスにおける最初期のいわゆる善意のルールの適用を意図したものといえよう。

注1) Rogers, *Negotiability as a System of Title Recognition*, 48 OHIO ST. L. J. 197, 202 (1987).

2) See 3 G. PALMER, *THE LAW OF RESTITUTION* §16.5 (1978).

3) See Aigler, *Commercial Instruments, the Law Merchant, and Negotiability*, 8 MINN. L. REV. 361, 374 n. 57 (1924).

4) See *The Legal Protection of Good Faith*, 1 HUNT'S MERCHANT'S MAG. 227, 228 (1839).

5) See Freyer, *The Paradox of Federal Judicial Power in Antebellum Alabama*, 44 ALA. L. REV. 477, 538-39 (1993).

6) 南北戦争前のアメリカにおいては、通貨の混乱が顕著であったので、同時期は実際上も流通証券に貨幣代用機能を期待された。その後通貨状況は改善されたものの、基本的には証券の貨幣代用理論を看過すべきでない。この問題については、拙稿「商業証券と貨幣の代用」敬愛大学研究論集45号(平成6)103頁以下参照。

7) Anonymous, 1 Salk. 126 (1698).

8) *Miller v. Race*, 1 Burr. 452 (1758). 以下、本件をミラー事件と称する。

9) *Peacock v. Rhodes*, 2 Doug. 633 (1781).

- 10) Brown v. Davies, 3 T. R. 80 (1789).
- 11) Lawson v. Weston, 4 Esp. 56 (1801). 以下、本件をローソン事件と称する。
- 12) Gill v. Cubit, 3 B. & C. 466 (1824). 以下、本件をジル事件と称する。
- 13) Crook v. Jadis, 5 B. & Ad. 909 (1834).
- 14) Goodman v. Harvey, 4 Ad. & El. 870 (1836).

3 流通性の評価と一般商事法

アメリカ法の近代化を無条件に善と捉え、証券の流通性を含む法理論の発展は市場制度の勝利の反映として、それに好意的評価をするのが学説の一般的趨勢である。ところが近時、伝統的な考えに対し異論が提起されている。それは異説に属するものの、未だ初期の段階といわれる南北戦争前の商法の史的考察に論議を引きおこした。つぎに、その見解が提起した商業証券の流通性の評価に対する批判を概観してみよう。

商法の起源を説明するのに、伝統的見解は商取引の画一性、法的確実性および予測可能性なる術語をそれぞれの関連性を考慮することなく、無批判的に持ち出し、しかもその場合、18世紀初めからそれら観念に抵抗した政治的、経済的価値の存在を無視している。流通しうる商業証券の貨幣代用機能は、その生計を商業または金融活動に依存する者に利益を与え、流通性のように裁判上形成された法理論も、拡大する市場経済から利益の獲得を主張したグループの保護を意図したものである。それゆえ、流通性の起源に関する現在の研究は、(1)拡大する市場経済の利益を享受しないグループや、(2)拡大する市場経済の価値に反対するグループの犠牲の下に理論の発展が図られてきたことを看過している。かつて保護的、統制的、温情的、また優れた社会道徳の観念を定めたと考えられたアメリカ法が、これらの性質を維持したのはせいぜい1850年頃までであり、南北戦争以降は個人の要求を助長し、あるグループの経済的または政治的力をそのまま反映する法に変容したとする¹⁾この少数派犠牲説とでも称すべき見解は、市場制度の発達を反映した流通性理論の法認を好ましい法の発展と考える通説の大前提に挑戦し、商業証券の流通性の一般的評価に反対する議論を提供した。

このように少数派犠牲説から挑戦を受けた伝統的見解は、当然のことながら反論する。流通性の評価に関する少数派犠牲説でも、流通性を備えた証券が市場経済の発展に期待する商人に利益を与えたことは否定せず、ただその基本的立場から、主要な関心を直接流通性の利益を享受しなかったとする前述の(1)・(2)のグループに置いている。しかし、この見解の注目すべきの問題点は、(1)・(2)のグループの定義づけが必ずしも明確でないことにあ

ろう。(1)のグループには、市場への加入を許されなかった者を含むであろう。商業地域から隔絶しているため、または宗教的信念から前商業的意識を持つ人々は、(2)のグループに属し、そこには、経済的發展によって前商業的または宗教的意識を侵害された人々も存在した。その上、(2)のグループには、自主的に市場拡大による利益を拒絶した者、経済の發展に反対する倫理観から商業上の純粋性を保持した人々も含まれよう。そして、商業証券の流通性を商取引または金融のために活用したものの、何らかの障害のため、やむをえず(1)のグループとなった者も考えられよう。²⁾さらに、少数派犠牲説に不都合な事情を指摘できる。それは、流通証券の利用が資金調達財源を制限され、当座預金の利用を必要としない市民によってなされる場合もあったことである。³⁾南北戦争前の事情は、商業上または資金調達の企てに失敗した者が用心深くなり、再びその試みを躊躇する程度という指摘もある。⁴⁾乏しい信用力のため流通証券を銀行に譲渡しえない者でも、手形ブローカの割引を受ける途は残されていたであろう。南北戦争前は、流通性法理が信用の欠如した債務者の証券の危険を減らし、同人が市場へ加入する障害を引き下げる効果をもたらしたとして、⁵⁾同法理が一部の商人だけでなく、広範な人々に効果を及ぼしたことを推測させる指摘もある。とくに連邦裁判所が主に商人、企業の利益向上に精力を注ぐ中で、1860年頃までに流通性を認める判例が増加する。これは、市民も商業証券の使用に関わった可能性を示唆する。また、多数の判例が流通性を認めたことは、証券の支払請求に際し、債務者の市民が商取引の専門知識の欠如などから、所持人への抗弁の対抗を控えたことも推測させる。

南北戦争前の裁判所は、商業証券の署名に伴う危険をより広く理解させるため、進んで善意取得者の保護を拡大する判断を行う。⁶⁾結局、流通性の評価をめぐる少数派犠牲説の批判は、何らかの事情で(1)・(2)に属した極めて稀なグループと、積極的商人勢力との小ぜり合い程度の論争、いわば瑣末な問題を強調したにすぎない。この論争が訴訟に持ち込まれても、裁判所は親商業的または反商業的先入観に固執した判断は行わなかった。すなわち、債務者、債権者、または農民、商人など特定の側に偏った解決が図られたわけではない。また、少数派犠牲説のいう南北戦争後の法の変容、つまり、裁判上の判断にも現れた形式主義の傾向は、経済的または政治的力を持つグループが達成した法的利益の強化を意図したという見解にも異論が出ている。流通証券法を判例の構成に任せ切りにしていれば、20世紀初期までに時代遅れとなり、法の役割を果たしえぬ状態を招いたと予測される。その理由は、通貨の改正、銀行信用の利用により、19世紀半ば以降の商業証券は通貨代用機能の重要性が後退したことにあるとする。⁷⁾それゆえ、流通証券法が時代遅れに陥るのを

立法府の介入によって是正してきたことになる。流通証券の貨幣代用機能の後退がどの程度であったかは別としても、少数派犠牲説による法の捉え方は一面的にすぎ、些細な事柄に拘泥した批判は的外れといえよう。

流通性の理論は、健全な信用のために極めて重要であるとしても、南北戦争前はそれを決すべき諸州の法が不確実な状態にあった。その主な原因は、諸州の裁判所が流通性の要件を決める明確な基準を定式化できぬことにあった。こうした不確実性からの脱出は、連邦裁判所が企てる。とくに連邦最高裁は、著名なスウィフト事件⁸⁾で頂点に達した一般商事法理論を1790年代から徐々に発展させる⁹⁾。融通目的の為替手形に関するスウィフト事件は、州裁判所の判決が1789年の裁判所法34条の下で連邦裁判官を拘束するか否かを争点とした。同事件判決の中で連邦最高裁は、長年にわたる同裁判所の実務、すなわち連邦裁判官は州裁判所の判決を無視しうるという理論を支持する。それゆえ流通性も、諸州の判決または制定法をもって規制できぬことになった。

連邦裁判所も、商業証券に関する事件を数多く審理する。この種の事件は、奴隷事件、銀行取引事件と同じく、件数が多く、訴訟当事者は定型的で、法的専門性という特質を備えていた。商業証券事件は、訴訟当事者が定型的に非居住者と債権者または債務者の関係を占め、事実関係も多様であり、州や国の境界を超える一般商事法の適用など、さまざまな要因がその判決に影響した。こうした中で、地方の利益と州際利益との厳密な区別は困難であった。商取引は信用に依存し、長距離の信用取引に際し、為替手形または約束手形を用いるのが普通であった。これら商業証券は商取引に極めて重要であり、それを支配するルールは、商法の一部として発達する。商法は商業証券について、当事者間の契約では否定されていた特質を認める。すなわち、貨幣と同じ流通性を目ざした商業証券に、結局貨幣と近似する譲渡を認めたのである。連邦裁判所は、地域で内容の異なる州法のもたらず不確実性の解消を企図する。その方法は、直接州法に影響を及ぼすのではなく、連邦裁判権の範囲内で統一した判決を定式化するもので、実際ある程度の定式化に成功する。連邦諸裁判所の中では、下級裁判所が統一した商法理論を発展させる機会に恵まれる。それは、非居住者が訴訟を起こす場合、州裁判所より連邦裁判所の方が好まれ、またそれら訴訟の多くは州際通商の争いに関連したからである。それに連邦裁判官の相対的独立性、陪審に対する説示など制度上の理由が加わり、商法理論の統一が推し進められていく¹⁰⁾。具体的には、連邦地方裁判所と連邦巡回裁判所が、連邦最高裁とともに、商法に統一的、全国的影響を及ぼす。

ここで、連邦裁判所が流通証券法理論の発展に貢献した事情をアラバマを中心に概観してみよう。アラバマの連邦下級裁判所はしばしば、一般商事法の範囲内で判決を下す。アラバマ連邦裁判所の裁判官は、スウィフト判決で支持された州裁判所の判決を無視しうるとする訴訟実務に従う。これは、商業上の紛争に適用されるアラバマの州裁判所のルールが保護的、地域偏重的で、結局確立しておらず、非居住者の利益に反したからである。こうした事情から、連邦裁判所は直接州法を争点としない事件について、適宜の処置を取り、一般商事法理論に従った。連邦最高裁は、アラバマ連邦裁判官が理論の統一に効果を発揮していたことに配慮し、その判決を斥けることは稀であった。¹¹⁾ その典型的事例として、為替手形に関する事件がある。¹²⁾ ブランダー事件の事実関係は複雑であるが、その概要は、商事代理人で問屋のブランダーがフィリップス社の振り出す為替手形に基づき融資をする合意をなし、ブランダーはフィリップスが船で輸送してくる綿花の利益をその為替手形の支払に充てていたところ、為替手形の金額が綿花取引の利益を超えたため、ブランダーが連邦地裁に超過した手形金額の支払を求める訴えを起こしたものである。連邦裁判官が陪審に原告敗訴を説示したので、原告はその説示に異義を申し立て、事件は連邦最高裁に上訴された。しかし最高裁は、事実審の判断を支持する。¹³⁾ 州制定法を直接争点としないブランダー事件の主要な問題は、一般商事法の中からどの理論を選択すべきかにあった。このような事件で、連邦裁判所は商法に関する自らの見解を適用し、スウィフト判決の理論に従った。連邦最高裁が下級審の選択を是認したのは、その判決が地域の商業上の利益より、むしろ州際取引との調和を重視していたためである。連邦最高裁による下級審判決の確認は、連邦裁判所の事件について商法理論の統一を促進しただけでなく、連邦裁判官にかなりの独立性と裁量権を付与することとなった。

それでは、州制定法を争点とする流通証券の事件について、連邦裁判所はいかなる態度をとったのか。為替手形に関する二つの事件を見ておこう。¹⁴⁾ まずエリス事件は、為替手形の満期後に債権者が死亡し、その遺産管理人となったジョーンズが、手形債務者のエリスら四人に手形金の支払を求める訴えを起したものである。本件の主要な争点は、被告債務者らが連帯して各自支払をなす旨為替手形に署名した場合、州制定法を適用して手形金の支払請求を排除しうるか否かであった。連邦地裁は、1821年のアラバマ法を適用してその論点を解決した。¹⁵⁾ 連邦巡回裁判所は、エリスらの訴答不十分の抗弁を斥ける。そこで、債務者らは連邦最高裁に上訴したものの、同裁判所で前述の争点をめぐり見解が二つに分かれ、結局連邦地裁の判断が自動的に維持された。¹⁶⁾ もう一つのグリーン事件は、一對の若馬

の代金の一部を支払うため売主に交付された為替手形の善意の譲受人が死亡し、その遺産管理人のグリーンが債務者のウィザーズに手形金請求の訴えを提起したものである。原告のグリーンはアラバマ州民であった。その若馬はウィザーズからテネシーの売主に返還される前に死亡したため、被告ウィザーズは本件手形を売主の不実表示のため無効と主張する。こうした答弁に対して連邦巡回裁判所は、グリーンへの訴答不十分の抗弁を支持する。そこで、ウィザーズは連邦最高裁に上訴した。

グリーン事件の争点は、捺印された為替手形の債務者が、同手形を無効ならしめる理由として不実表示の抗弁を主張しうるか否かであった。不実表示の抗弁の成否は、結果的に流通性の問題とも関連する。善意の第三者が本件手形を取得すれば、それが詐欺に基づいて振り出されたとしても、債務者は支払をなすべきであろう。連邦裁判官は、詐欺を手形の譲渡性を制限する根拠として認めるべきか否かの判断を迫られた。手形債務者が抗弁で受取人の詐欺の主張を善意の第三者に対抗することを認めれば、結局手形の流通性を制限するであろう。この論点に対する答えは、当時多くの州で確定していなかった。新旧いずれのコモン・ローのルールが制定法の解釈を決すべきかについてアラバマの連邦裁判所は、グリーンへの立場にある者による権利の主張を妨げるため、詐欺を抗弁として対抗するのを認める古いルールを適用する。上訴に対して連邦最高裁は、詐欺の抗弁の対抗を許さない新しいルールを支持し、下級審の判断を覆した。¹⁷⁾ こうした連邦最高裁による制定法の解釈は、法律の文言や合理的意味と一致し、アラバマ諸裁判所の判決によって支持しうるだけでなく、アラバマと類似する定めを置く制定法を解釈する他州の判決でも同様に判断しうるとされた。

つぎに、これまで概観してきたブランダー、エリス、グリーン3事件の法的意義を検討してみよう。これら3事件は、アラバマの連邦裁判官が適宜の処置をとりうる裁量権の範囲を示唆する。州制定法に関連しないブランダー事件で連邦裁判所は、商法に関する自らの見解に基づきスウィフト判決の理論を適用した。その判断は連邦最高裁に確認され、連邦裁判所における商業理論の統一が促進される。一致した商業理論は、流通性とそれが表す健全な信用に依存する国内および国際取引を増加させた。¹⁸⁾ 州制定法の存在は、流通性を制限したものの、裁判上の裁量権の行使を全く排除したわけではない。グリーン事件において、連邦最高裁は法理論とそれに関する研究の大部分が地域的であると指摘した。¹⁹⁾ ところが、その法理論は地域のルールのみを固執したのではなく、たとえば契約の解釈でも地域法学以上に拡大していた諸ルールを受け入れる。連邦最高裁は、新しいコモン・ローの

ルールに従ってアラバマ法を解釈して、国内・国際間の商取引の確実性に有利な連邦下級裁判官の意見を斥けた。連邦最高裁はこのような方法で、連邦下級裁判官の裁量権を抑制する。連邦下級裁判所はエリス事件でも、州制定法を地元の債権者に有利に解釈する。エリス事件が連邦最高裁に上訴されると、州法の解釈をめぐる裁判官の裁量権の行使について最高裁の意見が分かれば、結局下級審の判断が維持される。連邦下級裁判所の判断を左右した要因は、地域の制度的または個人的関係や、一般的な法律上の推定などである。²⁰⁾だが、エリス事件当時の商事契約は、州内債務者や非居住債権者とともに広範囲に州境を越える規模で展開していた。それゆえ、地域の利益について、州内債務者と非居住債権者とを厳密に区別するのは困難な状況にあった。このような事情から、商事事件は他の連邦訴訟と異なり、法曹界を必ずしも特定地域の利益に縛りつけなかった。それでも州裁判所の多くは、地域の利益を保護する傾向にあった。連邦裁判所は、主として非居住者の権利について判決すべき立場にあったので、連邦裁判官は、商取引の州際性に一層好意的判断を行う。連邦裁判所の必要性は、何より偏狭な地域主義者の急迫した事情を超越し、理論的予測可能性を確保するためといえよう。

そして、前述のように、一般商事法の中から一つの理論の選択を要求したのが、ブランドン事件である。本件では、連邦最高裁が下級裁判所の選択を是認する。それは、下級審の判断が地域の商業上の利益より、むしろ州際信用取引を重視していたからであろう。グリーン事件とエリス事件では、確実な商取引の理論を成文化したアラバマ制定法に関する連邦裁判官の解釈が焦点となる。二つの訴訟で連邦最高裁は、連邦下級裁判所のアラバマ法の解釈を破棄するか、または疑問とした。ところが下級裁判所も連邦最高裁も、アラバマ法の妥当な解釈が一般商事法理論に従うべきことでは一致していた。つまり、これら事件の主要な争点も、結局一般商事法理論の選択にあったといえよう。このような商事事件にアラバマ連邦裁判所が判断を下した時期の支配的見解は、連邦裁判官に全商業界で容認された一般法の自由な斟酌を認めるものであった。²¹⁾連邦裁判所は、各州裁判所にその見解を強制しえなかったものの、より大きい統一性と予測性を可能ならしめる選択的法廷を提供した。州制定法を争点としない下級審判決を連邦最高裁が確認したのは、アラバマ連邦裁判所が独立性を維持し、一般商事法理論を支持したことを示唆するものであろう。

アラバマと同じく、地域の利益保護を目的として流通性を制限する制定法を成立させた諸州は、いかなる背景で州民に有利な法を設けたのか。スウィフト判決の場合も、南北戦争前の経済発展が商業証券の流通性を裁判上保護するよう要求した背景を指摘できる。商

業証券に対する抗弁を定めた地方のルールは、その流通を阻害し、経済の発展に有害といえるからである。これに通貨の不足と混乱その他の要因が加わり、証券の流通に対する各州の制限は、活発な商取引の展開を期待する商人、企業に甚だ不都合であった。19世紀のアメリカでは、辺境が西方に押し進むにつれ、新興の州が発展するためには常に外部の資本を必要とした。それゆえ西部諸州は、より確立した北東部諸州が通常債権者であったのに対し、債務者となる傾向にあった。債務者諸州は、財政状態が悪化すると、過去に支払を約した債務の取立を妨げる法律を制定するか、同趣旨の判決を言い渡して利益を得たにすぎない。それらの制定法と判決が、債務の証拠となる流通証券に対する抗弁を創り出した。²²⁾ その際に、連邦裁判所が全体的見地から、流通性を制限する諸州の制定法や判決を排除する根拠に用いた理論が一般商事法である。

スウィフト判決で流通性を諸州の判決または制定法をもってしても規制しえないとしたストーリー裁判官の指摘は、連邦裁判所の維持するところとなる。スウィフト判決以後の連邦裁判所は、流通性を制限する諸州の判決に従うことを一貫して拒絶する。²³⁾ このような判決が連邦裁判所の権限を一層拡大させる。連邦最高裁は1855年の事件で、ストーリーの指摘に従い、為替手形の所持人が州籍の相違に基づく訴訟を連邦裁判所に提起する権利をミシシッピの制定法をもって制限することを認めない旨判示した。²⁴⁾ ワトソン事件判決の中で連邦最高裁は、一般商事法について、州議会はそれを変更する権限を有しないと指摘して、同裁判所がミシシッピの制定法に従うことに消極の姿勢を示す。すなわち、一般商事法は、その効力を地方の範囲に制限されず、その施行を特別の裁判権に委ねられず、また合衆国の憲法と法律が、合衆国の司法裁判所で一般商事法の下で獲得された権利を争い、強行する権限または特権を若干の州民や外国人に付与したので、その結果、獲得された権利を害するか、連邦裁判所から裁判権を剥奪する州法や規制は、無効とせざるをえない。ミシシッピの法律は、為替手形の呈示後、引受人の引受拒絶後、または拒絶証書作成の通知後、非居住者である同手形の所持人によるその手形に基づく訴訟に際し、連邦裁判所を利用する権利を否定し、または多少害すると解しうる限り、効力を否定されねばならないとした。²⁵⁾ ワトソン判決は、一般商事法の効力を一層拡大し、その後も1892年の事件が、一般商事法理を適用して州制定法の効力を否定している。²⁶⁾ 本件は、証券に対する抗弁の認識について緩やかな基準を定めて流通性を制限するジョージア制定法が、連邦裁判所により強行を否定されたものである。このように連邦裁判所は、一貫して流通性を損なう州制定法による義務づけを拒んだ。だが、こうした態度に例外がなかったわけではない。下級審

ながら連邦裁判所が、一般商事法を拡張する州制定法の効力を容認しているからである。すなわち、流通証券上の所持人または指図人なる文言の要件性を排除するテネシー州法の規定を争点とした事件で、連邦裁判所は同州法の効力を支持している。²⁷⁾ 本件において連邦裁判所は、一般商事法の下で契約を解釈する州裁判所の判決が、財産権のルールとして、また連邦裁判所の解釈ルールとして効力を持たず、さらに一般商事法の下で州市民の獲得した権利を制限しまたは害するか、もしくはそれら権利の裁判権を連邦裁判所から剝奪する州制定法も効力を持たないとする従来原則を示した上で、それとは逆に、一般商事法を拡張または拡大する州制定法であれば、効力を認める旨判示した。²⁸⁾ それでは、一般商事法理論は20世紀前半、いかなる理由で消滅するに至ったのか。その主たる理由は、連邦裁判所による一般商事法理論支持の姿勢が維持されたにもかかわらず、商法について諸州の裁判所側が従来通り、地域の利益保護に固執する解釈を継続したことにある。²⁹⁾ たとえば、スウィフト判決により州商法理論の適用を否定されたニューヨークの裁判所でさえ、一般商事法理論の支配を拒んでいる。³⁰⁾ それら事件の中で、連邦裁判所だけで判決の統一を確立することは不可能という指摘がある。つまり、判決の統一が大いに望ましく、この大きい目的を達成するには、あと2, 3の州裁判所の一致が欠缺しており、とくにニューヨークとペンシルバニアの裁判所の一致以上に望ましいものはなく、これら2州の裁判所は近い将来一致することが望まれるとした。³¹⁾ ところが、その後の法の発展は皮肉にも、統一流通証券法の制定という、スウィフト判決の示した商法理論としての一般商事法を不必要ならしめる方向を辿ることになった。

注1) See M. HORWITZ, THE TRANSFORMATION OF AMERICAN LAW, 1780-1860, at 211-26, 253-66 (1977). 本稿においては、ホービッツ教授の見解をその実質的内容から、少数派犠牲説と呼ぶことにする。

2) Weinberg, *Commercial Paper in Economic Theory and Legal History*, 70 KY. L. J. 567, 588-89 (1981-82).

3) See, e.g., L. FRIEDMAN, A HISTORY OF AMERICAN LAW 267 (2d ed. 1985).

4) See T. FREYER, FORUMS OF ORDER: THE FEDERAL COURTS AND BUSINESS IN AMERICAN HISTORY 9, 57 (1978).

5) See W. BRITTON, HANDBOOK ON THE LAW OF BILLS AND NOTES 125 (2d ed. 1961).

6) See Weinberg, *supra* note 2, at 588.

7) See Gilmore, *Formalism and the Law of Negotiable Instruments*, 13 CREIGHTON L. REV. 441, 456 (1979). なお、拙稿「商業証券と貨幣の代用」敬愛大学研究論集45号（平成

- 6) 121頁参照。
- 8) *Swift v. Tyson*, 41 U. S. (16 Pet.) 1 (1842). 一般商事法理論はスウィフト判決で頂点に達し、その後 *Erie Railroad Co. v. Tompkins*, 304 U. S. 64 (1938)で破棄されるまで連邦裁判所のルールであり続けた。
- 9) スウィフト事件の概要および一般商事法については、拙稿「米国流通証券と一般商事法」法学新報96巻3・4号(平成2)290頁以下参照。
- 10) *See* T. FREYER, *supra* note 4, at 42.
- 11) *See, e.g.*, *Dennistoun v. Stewart*, 59 U. S. (18 How.) 565 (1855); *Hinkle v. Wanzer*, 58 U. S. 353, 17 How. 371 (1854); *Rogers v. Lindsey*, 54 U. S. (13 How.) 441 (1851), and many others. いずれも流通証券に関する事件である。
- 12) *Brander v. Phillips*, 41 U. S. (16 Pet.) 121 (1842). 以下、本件をブランダー事件と称する。
- 13) *Id.* at 131.
- 14) *Ellis v. Jones*, 42 U. S. 197, 1 How. 182 (1843); *Withers v. Greene*, 50 U. S. (9 How.) 213 (1850). 以下、前者をエリス事件、後者をグリーン事件と称する。
- 15) 1821 Ala. Acts 20.
- 16) *Ellis*, 42 U. S. at 201, 1 How. at 186.
- 17) *Greene*, 50 U. S. (9 How.) at 227.
- 18) *See* Freyer, *Law and the Antebellum Southern Economy: An Interpretation*, in ANBIVALENT LEGACY: A LEGAL HISTORY OF THE SOUTH 58 (1984).
- 19) *See* *Greene*, 50 U. S. (9 How.) at 221.
- 20) *See* FREYER, THE PARADOX OF FEDERAL JUDICIAL POWER IN ANTEBELLUM ALABAMA, 44 ALA. L. REV. 477, 543 (1993).
- 21) *See* T. FREYER, HARMONY AND DISSONANCE: THE SWIFT AND ERIE CASES IN AMERICAN FEDERALISM 35 (1979).
- 22) たとえば、既存の債務の付随担保としての約束手形の受取人は、正当な所持人になりうる有償の取得者ではない (*Fenouille v. Hamilton*, 35 Ala. 319 (1859)), 新しい対価のない既存の債務のための担保の取得者は、正当な所持人にならない (*Lee v. Smead*, 58 Ky. (1 Met.) 628 (1859)), 約束手形の支払を強行するための訴訟手続が開始された場合の、弁護士報酬の支払に関する約束手形中の条項は、流通性を破壊する (*First National Bank v. Gay*, 63 Mo. 33 (1876)), 既存の債務は、正当な所持人の地位を維持するような十分な対価を構成しない (*Payne v. Cutler*, 13 Wend. 605 (N. Y. Sup. Ct. 1835)) など多数。
- 23) *See, e.g.*, *Railroad Co. v. National Bank*, 102 U. S. 14 (1880); *Oates v. National Bank*, 100 U. S. 239 (1879); *Boyce v. Tabb*, 85 U. S. (18 Wall.) 546 (1873), and many others.
- 24) *Watson v. Tarpley*, 59 U. S. (18 How.) 519 (1855). 以下、本件をワトソン事件と称す

る。

- 25) *Id.* at 521.
- 26) *Bank of Edgefield v. Farmers' Coop. Mfg. Co.*, 52 F.98 (5th Cir. 1892).
- 27) *Bank of Sherman v. E. M. Apperson & Co.*, 4 F. 25 (W. D. Tenn. 1880).
- 28) *Id.* at 31.
- 29) スウィフト判決以後も州裁判所の多くは、既存の債務の付随担保としての流通証券の所持人が正当な所持人でない旨の判決を言い渡し続けた (*E. g.*, *Reid v. Bank of Mobil*, 70 Ala. 199 (1881); *Lee v. Smead*, 58 Ky. (1 Met.) 628 (1859), and many others). See Heckman, *Uniform Commercial Law in the Nineteenth Century Federal Courts: The Decline and Abuse of the Swift Doctrine*, 27 EMORY L. J. 45, 50 (1978).
- 30) *See, e.g.*, *McBride v. Farmers' Bank*, 26 N. Y. 450 (1863); *Sutherland v. Mead*, 80 N. Y. S. 504 (1903), and many others.
- 31) *Railroad Co. v. National Bank*, 102 U. S. 14, 58 (1880).

むすび

アメリカ流通証券法のとくに19世紀以降の展開過程を中心に、流通性理論の発展とその評価、および流通性保護の理論であった一般商事法の連邦裁判所による適用を論述してきた。また、西部の新興州の中で、カリフォルニアを中心に流通証券使用の実態にも言及した。流通証券の貨幣代用機能は、植民地時代から続いた通貨の不足と混乱の下でこそ、発揮される必要があったであろう。流通証券を他の証書と区別する主要な目安は、やはり流通性にある。証券の流通性は、マンズフィールド卿による1758年のミラー事件判決などを通じ、徐々に理論が発展する。流通性とは、その証券を譲渡しうること、譲受人が以前の当事者間に存在した人的抗弁を免れて証券を取得しうること、そして譲受人がその証券に基づいて自らの名前で訴えを提起しうることを主な内容とした。さらに、概観したアラバマの状況から、連邦裁判所の商業証券の流通性への姿勢が明らかになった。つまり、連邦裁判所であっても下級審の場合、州制定法を争点とした事件において、州法の効力を否定しないこともありえたのである。ところが連邦最高裁は、1842年のスウィフト判決以来、連邦下級裁判所の証券所持人への抗弁の対抗を肯定する判断を斥け、一般商事法を根拠に州制定法の効力を否定し、善意の所持人の権利行使を認める判断を示す。証券の流通性保護を至上命令とした一般商事法は、商法の一般条項的性質を有し、その理論の基礎は、商事法を特定の国の法でなく、すべての商業国の法と断言したマンズフィールド卿の見解に求めらるであろう。つまり、商取引は国の違いを超えて同じ結果の達成を旨とするので、そ

れを規制する法も一定の時代においては、根本的に同じと捉える考え方に基づいている。この一般商事法が、1896年統一流通証券法を各州が採択する以前の、州制定法や商慣習法に関する諸州の裁判所の判決の統一が著しく欠如した時代に、法理論の統一に向けた重要な役割を果たしたのである。

(のぐち・あきひろ 本学教授)